うるま市育英会入学準備金貸費制度

1. うるま市育英会の目的

うるま市育英会は、「優秀な学生で経済的理由によって就学困難な者に対し育英資金を貸費し、 有為な人材を育成すること |を目的としています。

2. 受付期間

【前期入学準備金】 毎年 7 月 1 日 ~ 7 月 30 日(土日祝祭日を除く) ※前期は、11 月末日までに合格通知等が提出できる方が対象です。

【後期入学準備金】毎年11月1日 ~ 11月30日(土日祝祭日を除く)

3. 応募資格

- ① 本人又は保護者が本市に住所を1年以上有する者
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(大学院及び短期大学含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程のみとし、修業年限2年以上に限る。)及び高等学校(本市島嶼地域出身高校生に限る。※)並びに大学校及び海外大学(大学院及び短期大学を含む。)に入学予定の者※本人又は保護者の現住所が島嶼地域にある方とする。
- ③ 学業・操行とも優秀で、かつ経済的理由により就学が困難と認められる者
- ④ 貸費した奨学金の償還義務を確実に履行できる者 ※貸費決定後、連帯保証人を立てていただくことになります。
- 4. 入学準備金貸費額 入学準備金は無利息で貸費されます。

30万 ・ 40万 ・ 50万よりいずれかを選択ください。 ※貸費は、入学時の1回限り。

5. 入学準備金の交付

貸与採用決定後に必要書類を提出後、おおむね2週間後を目安に貸与いたします。

6. 貸費後の在学確認

在学確認のための「在学証明書(進級後のもの)」、「貸費生状況調査書」を毎年4月に 提出してください。

7. 異動の届出

貸費生または連帯保証人(保護者含む)が次の事項に該当したときは、うるま市育英会へ連絡後、異動届出書(第7号様式)を提出してください。

- ① 貸費生または連帯保証人(保護者含む)の氏名、住所その他申請当時の内容に変更があったとき。
- ② 連帯保証人を変更するとき。
- ③ 本会の貸費を辞退したいとき。
- ④ 貸費生が、退学、休学、復学、転学または転科したとき。
- ⑤ 貸費生が停学または退学の処分をうけたとき。
- ⑥ 貸費生の操行が良好でない、または社会の秩序に反した行為をしたとき。
- ⑦ 貸費生が禁固以上の刑に処せられたとき。
- ⑧ 貸費生が傷病・疾病などのため成業の見込みがないとき。
- ⑨ 貸費生が死亡したとき。

8. 入学準備金の償還

- ① 償還は、卒業(退学含む)の翌月から6ヶ月後より開始となります。
- ② 毎月の償還金額は、月々1万円となります。(学資金貸費制度を併用した場合は、この限りではありません。)
- ③ 入学準備金は、一部または全額を繰上償還することができます。
- ④ 毎月の償還方法は、原則、入学準備金を交付する際に使用した通帳(農協)からの口座 引落となりますので、卒業後も解約しないようお願いします。

9. 償還の免除及び猶予

貸費生が次の事由に該当する場合には、理事会の承認により償還金の免除又は一時的に猶予することができます。

- ① 義務履行中の死亡、または障がい者となり、あるいは疾病のため就業することができない場合。
- ② 貸費終了後、引き続き学生であるとき、または特別な事情等により償還が困難な場合。

10. 督促について

貸費金の償還が滞った場合、「うるま市育英会償還金滞納整理事務取扱要領」に基づき、 下記のとおり督促を行います。

- ① 4ヶ月滞納した場合・・・本人へ督促
- ② 6ヶ月滞納した場合・・・本人及び連帯保証人(保護者)へ督促
- ③ 上記②以後、償還の無い方は、連帯保証人(保護者以外)への督促となります。
 - ※連帯保証人は貸費生と同等の返済責任があります。

貸費生の償還状況によっては、連帯保証人の方へ請求が行われる場合がありますので、 ご留意ください。

※連帯保証人が疾病・死亡等で変更の必要がある場合、必ず育英会へ連絡をお願いします。

ご協力をお願いします

償還金は、皆様の後輩になる新たな貸費生を 採用していく大切な資金となります。

償還がスムーズに行われないと後輩への貸費に 重大な支障をきたすことになります。

償還については、在学中から責任を自覚し、 期間内に償還するよう心がけてください。



提出書類一覧

次に掲げる事由が生じたときは、それぞれ該当する書類を速やかに提出してください。 様式については、うるま市育英会ホームページにてダウンロードも可能です。

事 由	提出様式	添付書類
申請	・貸費申請書(第1号様式) ・推薦書(第2号様式)	住民票謄本 所得·課税証明書 学業成績証明書 在学証明書
決 定	・誓約書(第4号様式) ・貸費金借用書(第5号様式) ・口座登録申請書	印鑑証明書 預金通帳の写し
継 続 ※毎年4月に行う	・貸費申請書(第1号様式) ・貸費生状況調査書	在学証明書学業成績証明書
交付休止·停止	・異動届出書(第7号様式)	
免 除	・貸費金償還猶予・免除申請書 (第 11 号様式)	免除事由により添付書類が異なります。詳しくは育英会まで問い合わせください。
猶 予	•貸費金償還猶予·免除申請書 (第 11 号様式)	在学証明書
異動の届出 ※状況変更、保証人変更等	•異動届出書(第7号様式)	異動事由により添付書類が異なります。詳しくは育英会まで問い合わせください。

- ※上記の他に書類の提出を求める場合があります。
- ※住民票及び所得課税証明書の発行については、窓口に申請に来る方の身分証明書や印鑑、また 代理申請の場合には委任状なども必要になる場合があります。 詳しくは、各種証明書の発行窓口(市民課)へご確認ください。

問い合わせ先

〒904 − 2292

うるま市みどり町一丁目1番1号 西棟3F うるま市育英会(うるま市教育委員会 教育総務課内) TEL 923-7111 / FAX 923-7145